	二階建ての簡易耐火構造、準耐火構造、特殊耐火構造及び耐火構造
五一	一・五五
五二	一・五一
五三	一・四一
五四	一・二六
五五	一・一
五六	一・〇八
五七	一・〇六
五八	一・一一
五九	一・一三
六〇	一・一三
六一	一・一四
六二	一・一二
六三	一・〇四
平成元	〇・九四
二	〇・八八
三	〇・八三
四	〇・八三
五	〇・八七
六	〇・九〇
七	〇・九二
八	〇・九三
九	〇・九四
一〇	〇・九五
一一	〇・九六
一二	〇・九八
一三	〇・九九
一四	〇・九九
一五	〇・九九
一六	〇・九八
一七	〇・九八
一八	〇・九八
一九	〇・九八
二〇	〇・九四
二一	〇・九七
二二	〇・九三
二三	〇・九四
二四	一・〇三
二五	一・〇〇

	木造の住宅（準耐火構造の住宅及び耐火構造の住宅を除く。）及び簡易耐火構造の住宅で平家建てのもの	簡易耐火構造の住宅で二階建てのもの、準耐火構造の住宅、特殊耐火構造の住宅及び耐火構造の住宅	木造の住宅（準耐火構造の住宅及び耐火構造の住宅を除く。）及び簡易耐火構造の住宅で平家建てのもの	簡易耐火構造の住宅で二階建てのもの、準耐火構造の住宅、特殊耐火構造の住宅及び耐火構造の住宅
昭和三五	三・一	二・八	二・九	二・五
三六	二・六	二・五	二・六	二・三
三七	二・五	二・四	二・五	二・三

備考

一　この表において「簡易耐火構造」とは、公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成五年政令第二百九号）による改正前の公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）第一条第二号に定める構造をいう。

二　この表において「特殊耐火構造」とは、公営住宅法施行令の一部を改正する政令（昭和三十年政令第三百九号）による改正前の公営住宅法施行令第一条第四号に定める構造をいう。

三　この表における地区の区分は、次のとおりとする。

イ　北海道地区　北海道

ロ　東北地区　青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県

ハ　関東地区　茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県

ニ　北陸地区　新潟県、富山県及び石川県

ホ　中部地区　岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県

ヘ　近畿地区　福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県

ト　中国地区　鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県

チ　四国地区　徳島県、香川県、愛媛県及び高知県

リ　九州地区　福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

○国土交通省告示第八百八十九号

住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）による改正前の公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「旧公営住宅法」という。）第十三条第三項の規定及び住宅地区改良法施行令（昭和三十五年政令第百二十八号）第十三条の二第一項の規定によりその例によることとされる公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成八年政令第二百四十八号）による改正前の公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号。以下「旧公営住宅法施行令」という。）第四条の四第二項の規定に基づく公営住宅法施行規則の一部を改正する省令（平成八年建設省令第十二号）による改正前の公営住宅法施行規則（昭和二十六年建設省令第十九号。以下「旧公営住宅法施行規則」という。）第六条の規定に基づき、改良住宅の家賃の変更に係る率並びに改良住宅の家賃の変更に係る修繕費及び管理事務費に係る率を次のように定めたので、告示する。

平成二十五年九月二十五日　　国土交通大臣　太田　昭宏

改良住宅の家賃の変更に係る率並びに改良住宅の家賃の変更に係る修繕費及び管理事務費に係る率を定める告示

第一　住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第十三条第三項の規定に基づき、国土交通大臣が定める平成二十五年十一月から平成二十六年十月までの間に行われる改良住宅の家賃の変更に係る率は、次のとおりとする。

建設年度	北海道以外の地域に適用される率		北海道の地域に適用される率	
	木造の住宅（準耐火構造の住宅及び耐火構造の住宅を除く。）及び簡易耐火構造の住宅で平家建てのもの	簡易耐火構造の住宅で二階建てのもの、準耐火構造の住宅、特殊耐火構造の住宅及び耐火構造の住宅	木造の住宅（準耐火構造の住宅及び耐火構造の住宅を除く。）及び簡易耐火構造の住宅で平家建てのもの	簡易耐火構造の住宅で二階建てのもの、準耐火構造の住宅、特殊耐火構造の住宅及び耐火構造の住宅
昭和三五	三・一	二・八	二・九	二・五
三六	二・六	二・五	二・六	二・三
三七	二・五	二・四	二・五	二・三